

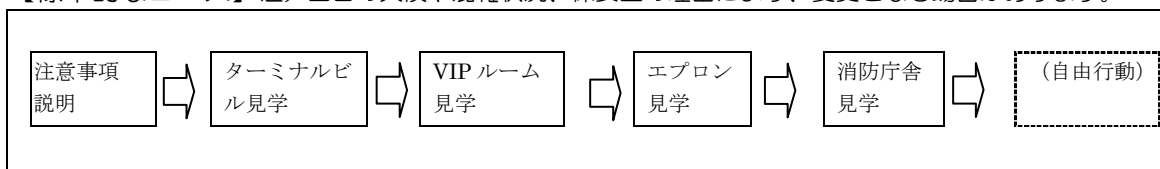
■神戸空港ガイドツアーについて（旅行会社の皆様へ）

神戸空港利用推進協議会では、空港や航空機に対する理解を深めていただき、神戸空港の魅力をお伝えする「ガイドツアー」を旅行会社との協力のもと実施しています。

1 ツアー概要

神戸空港をガイドが説明しご案内いたします。通常、関係者以外立ち入りのできない保安区域（消防庁舎、エプロン（駐機場）等）についても、安全確保のうえで見学することが可能です。所要時間は約75分です。

【標準的なコース】注）当日の天候や混雑状況、保安上の理由により、変更となる場合があります。



なお安全確保のため、原則として1件あたり見学者は45名までとします。また児童・生徒に対する社会教育事業として実施するため、原則として中学生以下の参加者が全体の3分の1以上を占めていることが条件になります。

2 催行日時

原則として、3月から11月の毎週日曜日12時から、または14時からの実施とします。

3 申込み

旅行社はツアー催行にあたって、電話、Eメール、FAXいずれかの手法により事前に神戸空港利用推進協議会（窓口：神戸市みなと総局空港事業室）に事前に問い合わせることとします。

問い合わせ先：神戸市みなと総局空港事業室誘致課（担当：大中）
電話 078-322-6378（ただし、平日の9時～12時・13時～17時）
Fax 078-322-6011
E-mail masayuki_ohnaka@office.city.kobe.lg.jp

参加者名簿については、催行日の7日前までにその時点で集約したものを、2日前に最終の名簿をそれぞれEメールまたはFAXで提出することとします。

参加者名簿には、ツアー参加者および添乗員の氏名、年齢、住所を記載することとします（制限区域への立入許可手続き上必要です）。

4 ツアー条件

参加人数（添乗員を除きます）1人あたり額面1,000円分の空港ターミナル内テナントの利用券を購入することとします（ただし、3歳以下の乳幼児は除く）。販売価格は1利用券あたり900円とします。

また、ツアーガイドに対する謝礼としてガイド1人あたり3,000円をお支払いいただきます。

5 その他

次に掲げる事項が認められる場合には、ツアーの実施を中断することができるものとします。

- ・ツアー実施にあたり、協議会及び空港保安管理者の指示に従わないとき。
- ・参加者が泥酔している等、他のお客様に迷惑となるおそれがあるとき。
- ・その他旅行社又は参加者の行動が、空港の安全な運営の妨げとなるとき。

なお中断した場合に生じる不利益については、協議会は一切その責を負いません。

詳細については、別紙「神戸空港ガイドツアー実施規程」をご覧ください。

(別紙)

神戸空港ガイドツアー実施規程

平成 23 年 10 月 1 日策定

神戸空港利用推進協議会（以下「協議会」といいます。）が神戸空港内において実施するガイドツアー（以下「ツアー」といいます。）について、次のとおり注意事項等を定め、申込み旅行社等（以下「旅行社」といいます。）はこの規程を遵守することとします。

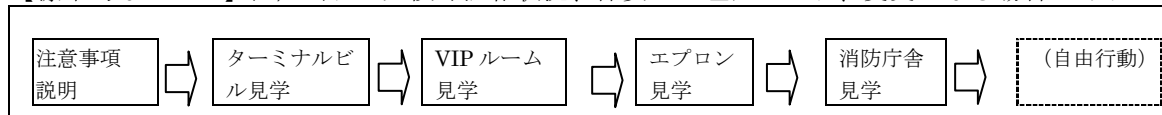
1 ツアー内容

神戸空港をガイドが説明しご案内いたします。

通常、関係者以外立ち入りのできない保安区域（消防庁舎、エプロン（駐機場）等）についても、安全体制を確保したうえで見学することが可能です。

所要時間は約 75 分です。

【標準的なコース】注) 当日の天候や混雑状況、保安上の理由により、変更となる場合があります。



なお安全確保のため、原則として 1 件あたり見学者は 45 名まで、また児童・生徒に対する社会教育事業として実施するため、原則として中学生以下の参加者が全体の 3 分の 1 以上を占めていることが条件になります。

2 催行日時

原則として、3 月から 11 月の毎週日曜日 12 時から、または 14 時からの実施とします。

3 申込み

旅行社はツアー催行にあたって、電話、E メール、FAX いずれかの手法により事前に協議会に問い合わせることとします。

問い合わせ先：神戸市みなと総局空港事業室誘致課（担当：大中） 電話 078-322-6378（ただし、平日の 9 時～12 時・13 時～17 時） Fax 078-322-6011 E-mail masayuki_ohnaka@office.city.kobe.lg.jp
--

申込みは、催行日の属する月の 2 か月前の月の 1 日から、催行日の 14 日前まで受け付けます。

申込みにあたっては、別紙「申込書」を E メールまたは FAX で提出することとします。

また参加者名簿については、催行日の 7 日前までにその時点で集約したものを、2 日前に最終の名簿をそれぞれ E メールまたは FAX で提出することとします。

参加者名簿には、ツアー参加者および添乗員の氏名、年齢、住所を記載することとします。

4 申込み件数

ツアーは 1 旅行社あたり 1 か月につき 3 回までとします。

5 ツアー条件

ツアー実施にあたり、旅行社は参加人数（添乗員を除きます）1 人あたり額面 1,000 円分の空港ターミナル内テナントの利用券を購入することとします（ただし、3 歳未満の乳児は除く）。この場合、販売価格は 1 利用券あたり 900 円とします。

また、ツアーガイドに対する謝礼としてガイド 1 人あたり 3,000 円をお支払いいただきます。

利用券代金については原則後日銀行振り込みとします（振り込み手数料は旅行社でご負担ください）。またガイド謝礼については当日現金支払いとします。

6 ツアー申込みの取り消し

ツアー申込み後に旅行社が催行を取り消す場合は、催行日の 7 日前までに電話、FAX または E メールにより連絡をすることとします。連絡先については上記 3 と同様とします。

7 ツアーの中断

協議会は、次に掲げる事項が認められる場合には、ツアーの実施を中断することができるものとします。

- ・ツアー実施にあたり、協議会及び空港保安管理者の指示に従わないとき。
 - ・参加者が泥酔している等、他のお客様に迷惑となるおそれがあるとき。
 - ・その他旅行社又は参加者の行動が、空港の安全な運営の妨げとなるとき。
- なお中断した場合に生じる不利益については、協議会は一切その責を負いません。

8 ツアーの中止

協議会は次に掲げる場合、ツアーの一部若しくは全部の中止又はコースの変更を行うことがあります。この場合において、ツアーの全部を中止した場合は、ツアーにかかる経費は請求いたしません。

- ・災害、事故等により、事業を実施することが困難なとき。
- ・保安上、事業を行うことが適当でないとき。
- ・工事、清掃等を行うために支障があるとき。
- ・コースの一部又は全部が見学不可能なとき。
- ・前各号に掲げる場合のほか、空港管理上特に必要があるとき。

9 遵守事項

ツアー参加者は、次に掲げる事項を遵守することとします。

- ・ツアー催行中はガイド及び空港関係者の指示に従うこと。
- ・協議会の設定したコース、順路等に従って行動し、許可した場所以外へは立ち入らないこと。
- ・凶器、爆発物その他の危険物を持ち込まないこと。
- ・航空援助施設又は航空無線に障害を与える可能性のある無線機器等を持ち込まないこと。
- ・犬、猫等の動物を持ち込まないこと。ただし、盲導犬、介助犬等は除きます。
- ・空港施設、器物等を滅失、毀損又は汚損しないこと。また、そのおそれのある行為を行わないこと。
- ・物品を投棄しないこと。
- ・協議会の承認なく、物品等の販売及び陳列を行わないこと。
- ・集会の開催、宣伝活動、寄付金の募集、その他これらに類する行為を行わないこと。
- ・前各号に掲げるもののほか、他の空港利用者の迷惑となる行為又は管理上支障となる行為を行わないこと。

10 協議会の責任及び免責事項

協議会はツアー実施にあたり、故意又は過失によりツアー参加者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、天災地変、気象条件、暴動、火災又は第三者の故意又は過失に起因するものについては、その責を負いません。

11 旅行社の責任

ツアー参加者の故意又は過失により空港施設、器物等を滅失、毀損又は汚損した場合、若しくはその他の行為により空港運営に損害を与えた場合には、その損害を旅行社に賠償していただきます。

12 個人情報の開示と利用

協議会はツアー実施にあたって得た個人情報について、次の場合を除き目的外に使用しません。

- ・神戸空港条例および神戸空港条例施行規則の規程に基づき、制限区域の立ち入りに必要な許可を得るため神戸市に対し提出すること。
- ・事業の円滑な運営のため、空港ビル等の管理を行う神戸空港ターミナル株式会社に対し提出すること。
- ・法令等に基づき開示を要請された場合。

神戸空港ガイドツアー申込書

神戸空港ガイドツアー実施規程の内容を承諾のうえ、申し込みます。

(フリガナ) 旅行会社名		(フリガナ) 担当者名	
所在地	〒		
電話番号		FAX 番号	
E-mail			
ツアー 催行日時	平成 年 月 日 時～ 時		
ツアー名 または団体名			
参加者数 (見込み)		うち、 中学生以下	
当日の 添乗者名		連絡先 携帯番号	
留意事項			